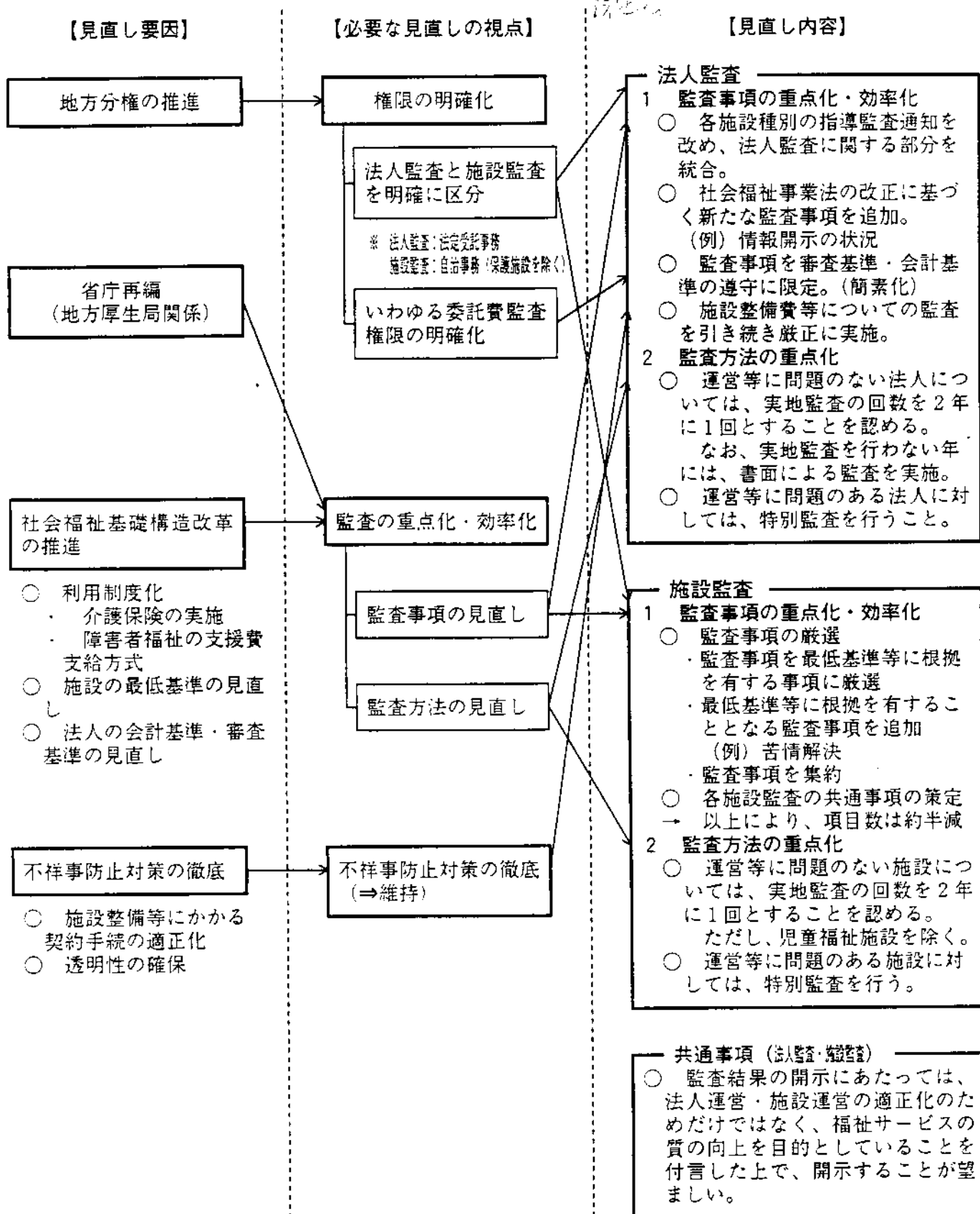


社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査の見直しについて＜全体像＞

地方分権、社会福祉基礎構造改革の推進によって、社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監査をより実態に即したものと向上させるための見直しを行う。



社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査の見直し方針

平成 12 年 4 月

監査関係課長会議申合せ

社会・援護局

障害保健福祉部

老人保健福祉局

児童家庭局

社会福祉法人及び社会福祉施設の指導監査の事務は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）の施行に伴い、社会福祉法第 56 条第 1 項に基づいて都道府県知事、指定都市又は中核市の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う社会福祉法人の指導監査の事務（以下「法人監査」という。）については、法定受託事務と整理され、社会福祉施設の指導監査の事務（以下「施設監査」という。）については、自治事務と整理されることとなった。

また、将来にわたって増大・多様化が見込まれる国民の多様な福祉需要に適切に対応するため、介護保険制度の導入など個別施策の見直しに加え、社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など社会福祉の共通基盤制度全体の改革に取り組み、利用者の立場に立った社会福祉制度の構築に努めているところである。この中で、特に、社会福祉法人については、情報開示を推進し、社会福祉施設については、苦情解決への対応を施設の最低基準に位置づけることとしている。

これらの改革等を踏まえ、法人監査及び施設監査について、下記の改正を行うこととする。

なお、「指導監査」とは、都道府県知事等が法令、処理基準及びガイドラインに基づいて社会福祉法人及び社会福祉施設に対して行う指導監査であり、一般監査と特別監査に区分して定義する。

「一般監査」とは、すべての社会福祉法人及び社会福祉施設に対して定期的実施される指導監査（書面による監査を含む。）をいい、「特別監査」とは、運営等に問題を有する社会福祉法人及び社会福祉施設に対して随時実施される指導監査をいう。

記

1 法人監査と施設監査の明確な区分

法人監査における監査事項と施設監査における監査事項を明確に区分す

る。

(1) 法人監査

法人監査については、各都道府県知事等に対し、「社会福祉法人監査指導要綱の制定について」（昭和54年5月16日社庶第57号厚生省社会局長、児童家庭局長連名通知）の他、各部局別に出される社会福祉施設の指導監査の実施通知に基づいて行われていたところであるが、地方分権、地方厚生局の設置等を踏まえ、法人監査に関する通知の法人にかかる部分を統合し、法定受託事務に基づく法人監査の処理基準を新たに定め示すものとする。

(2) 施設監査

施設監査については、各都道府県知事等に対し、各部局別に自治事務に対する技術的助言の一環として、指導監査指針を定め示すものとする。

2 監査の重点化、効率化

法人監査、施設監査についての処理基準等の策定方針を以下のとおりとし、監査の重点化、効率化を図る。

(1) 法人監査の処理基準について

ア 監査事項の重点化・効率化

(ア) 監査事項を社会福祉法人審査基準、社会福祉法人会計基準等の遵守に限定する。

(イ) 社会福祉事業法の一部改正等に伴う新たな監査事項を追加する。

(例) 情報開示の状況

(ウ) 不祥事防止対策として、施設整備費等についての監査を引き続き厳正に実施する。

イ 監査方法の重点化

(ア) 一般監査の結果、運営等に問題を有しない法人については、実地に行う一般監査の回数を2年に1回とすることを認めることとする。

この場合、実地による一般監査を行わなかった年には、書面による監査を実施することとする。

(イ) 運営等に問題を有する法人に対しては、特別監査を実施することとする。

(2) 施設監査の指導監査指針について

ア 監査事項の重点化・効率化

(ア) 自治事務に対する技術的助言であることを踏まえ、監査事項を法令（最低基準等）に根拠を有する事項に厳選する。

(イ) 他の法令の適用、時代の変遷、当然の履行等により、規定する意義が薄れたものを整理する。

(ウ) 規定が個別的、具体的過ぎるものを、より包括的な規定に改める。

(エ) 社会福祉事業法の一部改正等に伴う新たな監査事項を追加する。

(例) 苦情解決

(オ) 施設種別ごとの類似規定で表現等がくい違っていた事項を見直し、共通事項として統合する。

a 社会福祉施設指導監査指針（各局共通）の策定について

施設監査について、地方公共団体に対して示す指導監査事項の各施設共通部分を定める（別紙のとおり）。

b 社会福祉施設指導監査指針（各局共通）の取扱いについて

各局で個別に策定・発出する施設監査の指導監査指針に社会福祉施設指導監査事項を共通事項として加えるものとする。

また、法定受託事務に整理される保護施設指導監査の処理基準においても、社会福祉施設指導監査事項を共通事項として含めるものとする。

イ 監査方法の重点化

(7) 一般監査の結果、運営等に問題を有しない施設については、実地に行う一般監査の回数を2年に1回とすることを認めることとする（ただし、児童福祉施設を除く。）。

この場合、実地による一般監査を行わなかった年には、書面による監査を実施することとする。

(イ) 運営等に問題を有する施設に対しては、特別監査を実施することとする。

3 監査結果の開示

条例に基づき、監査結果を開示するにあたっては、法人運営・施設運営の適正化のためだけではなく、法人及び施設によって提供される福祉サービスの質の向上を目的としていることを付言した上で、住民等から請求があればいつでも閲覧等ができるようにしておくことが望ましい。

4 今後の見直しについて

社会福祉施設指導監査指針（各局共通）については、毎年、社会・援護局企画課が中心となり、4 関係部局で協議の上、見直し等の調整を行うものとする。

社会福祉施設指導監査事項（共通事項）

主眼事項	着 眼 点
第1. 適切な入所者処遇の確保 1. 入所者処遇の充実	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨とし、入所者の意向、希望等を尊重するよう配慮がなされているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当に制限していないか。 (1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適切な時期に、ケース会議の検討結果等を踏まえたうえで策定され、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。 (2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われているか。 (3) 適切な給食を提供するよう努められているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食（菜）調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家庭生活に近い時間となっているか。 オ 保存食は、一定期間（2週間）適切な方法（冷凍保存）で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。 カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。

主眼事項	着 眼 点
	(4) 適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭（しき）は、1週間に少なくとも2回以上行われているか。特に、入浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。 (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保温及び入所者のプライバシーの確保に配慮がなされているか。 (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。 (7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。（必要な日数、時間が確保されているか。）また、個々の入所者の身体状態・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、看護婦等への指示が適切に行われているか。 (8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。 (9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとられているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。 (10) 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 (11) 実施機関との連携が図られているか。

主眼事項	着 眼 点
2. 入所者の生活環境等の確保	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか。 また、障害に応じた配慮がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保温、換気、採光及び照明は適切にされているか。
3. 自立、自活等への支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの特性に応じた自立、自活等への援助が行われているか。
第2. 社会福祉施設運営の適正実施の確保	健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な運営を行うよう努めているか。
1. 施設の運営管理体制の確立	(1) 入所定員及び居室の定員を遵守しているか。 (2) 必要な諸規程は、整備されているか。 管理規程、経理規程等必要な規程が整備され、当該規程に基づいた適切な運用がなされているか。 (3) 施設運営に必要な帳簿は整備されているか。 (4) 直接処遇職員等は、配置基準に基づく必要な職員が確保されているか。 (5) 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。 (6) 施設長に適任者が配置されているか。 ア 施設長の資格要件は満たされているか。 イ 施設長は専任者が確保されているか。 施設長がやむなく他の役職を兼務している場合は、施設の運営管理に支障が生じないような体制がとられているか。

主眼事項	着 眼 点
2. 必要な職員の確保と職員処遇の充実	(7) 育児休業、産休等代替職員は確保されているか。 (8) 施設設備は、適正に整備されているか。 また、建物、設備の維持管理は適切に行われているか。 (9) 運営費は適正に運用され、弾力運用も適正に行われているか。 ア 施設の運営が適正に行われた上で、運営費の弾力運用が行われているか。 イ 運用収入の本部会計への繰入額は妥当であるか。また、その積算根拠は明確にされているか。 ウ 繰越金は、優先的に各種引当金に充てられているか。 エ 繰越金及び引当金は、安全確実な方法で管理運用されているか。 また、取り崩し等についての県(市)への協議は適正に行われているか。 (10) 高額繰越金等を有している場合、入所者処遇等に必要な改善を要するところはないか。 高額繰越金等を有している場合及び当期繰越金等が運営費の収入決算額の5%以上の施設について、設備、職員処遇、入所者処遇に改善を要するところはないか。 (11) 施設設備を地域に開放し、地域との連携が深められているか。
	(1) 労働時間の短縮等労働条件の改善に努めているか。 ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。 (2) 業務体制の確立と業務省力化の推進のための努力がなされているか。

主眼事項	着 眼 点
3. 防災対策の充実強化	(3) 職員研修等資質向上対策について、その推進に努めているか。 (4) 職員の確保及び定着化について積極的に取り組んでいるか。 防災対策について、その充実強化に努めているか。 ア 消防法令に基づくスプリンクラー、屋内消火栓、非常通報装置、防災カーテン、寝具等の設備が整備され、また、これらの設備について専門業者により定期的に点検が行われているか。 イ 非常時の際の連絡・避難体制及び地域の協力体制は、確保されているか。 ウ 消火訓練及び避難訓練は、消防機関に消防計画を届出の上、それぞれの施設ごとに定められた回数以上適切に実施され、そのうち1回は夜間訓練又は夜間を想定した訓練が実施されているか。

福祉サービスの第三者評価事業について

- 利用者本位の社会福祉制度の構築に当たっては、福祉サービスの質の向上のための措置の充実が不可欠である。このため、社会福祉法第78条では、①社会福祉事業の経営者に、自ら提供するサービスの質の評価を行うことなどにより、常に利用者の立場に立って良質かつ適切なサービス提供に努めるとともに、②国には、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めることを併せて求めている。

- 厚生省では、改正後の社会福祉法第78条の趣旨を踏まえ、社会福祉事業経営者による福祉サービスの自己点検を引き続き推進するとともに、第三者による客観的な評価の育成を図ることとしている。

このうち、第三者評価については、社会福祉基礎構造改革の検討と並行して検討を行っており、社会・援護局において、「福祉サービスの質に関する検討会」（座長：江草安彦 社会福祉法人旭川荘理事長）を設置して検討を行っている。同検討会では、平成11年3月に、「福祉サービスの質の向上に関する基本方針」を、去る6月2日には、「福祉サービスの第三者評価に関する中間まとめ」をとりまとめ、公表したところである。

- 今後、厚生省においては、平成12年度予算（4000万円）を活用し、「中間まとめ」に示された「評価基準（試案）」についての検討をさらに深めるため、全国数十箇所でモデル事業を実施するとともに、評価調査者の養成研修を行うこととしている。

今後、施設の選定等モデル事業の実施にあたって各都道府県市のご協力をいただくこともあり得るのでよろしく御了願したい。

- また、今後、第三者評価事業を真に発展させるためには現場での実践が重要と考えており、各都道府県市におかれては、管下の社会福祉施設等が「評価基準（試案）」を自己評価に用いる際には必要な情報提供に御協力願うとともに、「評価基準（試案）」を含め、第三者評価事業に関して御意見等があればお寄せいただきたい。